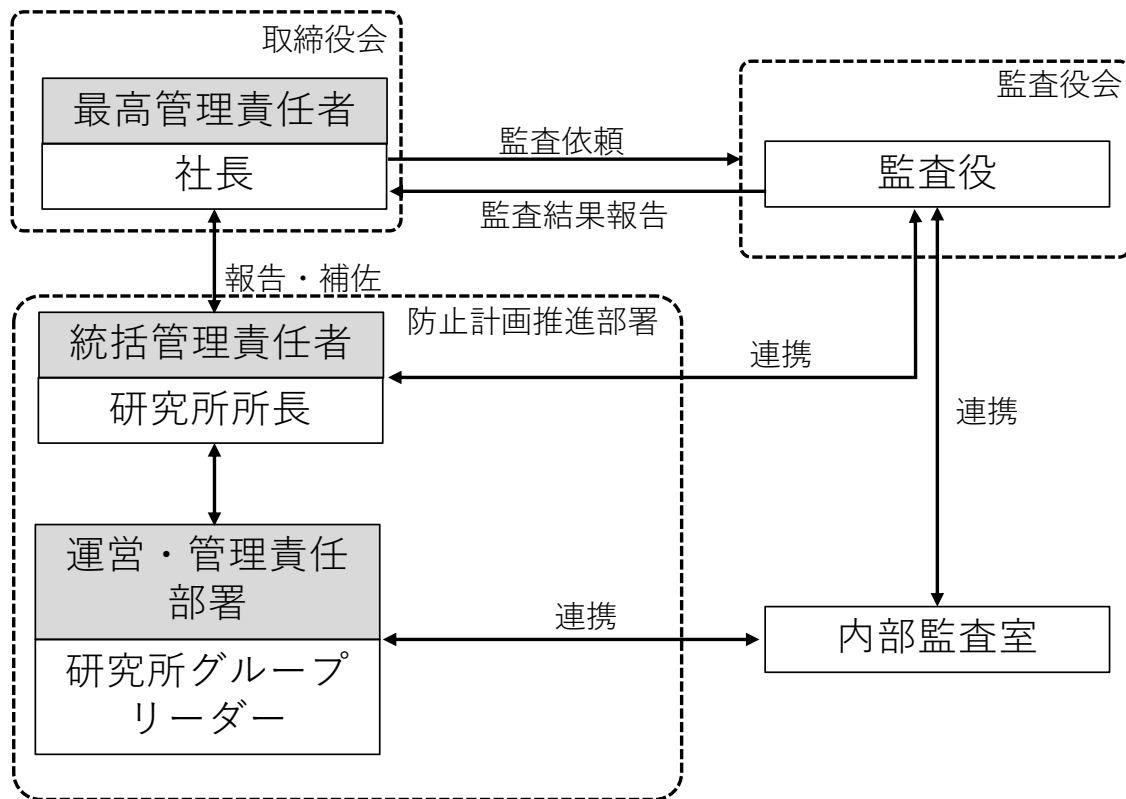


公的研究資金の運営・管理に係る責任体制



最高管理責任者

- 機関全体を総括し、公的研究資金等の運営・管理について最終責任を負う
- 基本方針の策定

統括管理責任者

- 最高管理責任者を補佐し、公的研究資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ
- 不正防止計画の策定・実施

運営・管理責任部署

- 公的研究資金等の適正執行のための教育やモニタリング等の具体策の実行
- 不正防止計画の策定・実施
- 研究所員説明会の開催
- 公的研究資金等に係るモニタリング
- 公的研究資金等に係る相談対応
- 経費執行に関するルールの明確化

内部監査室

- 毎年度定期的に、財務情報に対するチェックを一定数実施
- 競争的研究費等の管理体制の不備の検証
- リスクアプローチ監査の実施

監査役（監査役会）

- 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる
- 監事は、特に、統括管理責任者又は運営・管理責任部署が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる